

令和6年度版生活排水特集号
令和6年8月20日発行

きれいな水を次の世代へ

■編集・発行
四日市市上下水道局 生活排水課

■問い合わせ
(下 水)059-354-8221
(浄化槽)059-354-8402
〒510-0076 四日市市野木町丁目3番18号
https://www.city.yokkaichi.mie.jp/new_water/

《紙面構成》※各ページには、それに関する事項について案内がなされています。

(1ページ)我が家の排水方法を
知ろう

(2ページ)下水道への接続について

(3ページ)下水道の
トラブルについて

(4ページ)水の循環と
コンクリートの紹介

(5ページ)浄化槽をご利用の方へ

(6ページ)農業集落排水
・コミュニティプラント

公共下水道に
接続していますか?

2か月に一度、水道料金と一緒に
下水道使用料金の請求がありますか?

農業集落排水事業またはコミュニティプラント事業に
ご加入されていますか?

ご家庭のトイレは
水洗トイレですか?

トイレだけでなく、台所・お風呂・洗面所の
水も敷地内で処理して排水していますか?

公共下水道

農業集落排水
コミュニティプラント

合併浄化槽

単独浄化槽

汲み取り式
トイレ

各しずく色のページを
ご覧ください

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)にお住まいの方は5・6ページ「下水道が整備されたら接続を」もご覧ください。

1

生活で使った水をきれいにして川や海へ…

水の循環

私たちは、地球を循環して
いる水の一部を利用し、毎日
の炊事や洗濯等をしていま
す。生活で使った水(生活排水)
等は合併浄化槽できれいな水
にして、川や海に還していま
す。処理せずに流すと川や海
が汚れてしまいます。

合併浄化槽

下水処理場

公共下水道

農業集落排水

コミュニティプラント

水循環

～皆様の家庭生活排水を下水処理場に届けるため～

各様の生活排水を下水処理場に届けるため、
四日市市には、1,176kmの下水道が整備さ
れています。★下水処理場 北部浄化センター
(R5年度末時点) 日本浄化センター
南部浄化センター

下水道計画・設計

工事説明会

地域住民の皆様、下水道の設計業者及び
施工業者の協力をいただき、四日市市内
の下水道整備を実施することで、公衆衛
生の向上に繋がっております。

設計
コンサル
上下
水道局

施工業者
(工事施工)

施工業者
(維持管理)

下水道が整備された地域の皆様は、接続工事へのご協力をお願いします。

下水道工事・維持管理

四日市市の
約1割の人が、
トイレ以外の
台所・お風呂などの
水を未処理のまま
排水しています。

地域の環境を良くするため、また、川や海をまもるために

下水道がある場合は、下水道への接続をお願いします。
※合併浄化槽を使用の方でも公共下水道が使用できる区域の場合は、
下水道への接続が必要です。

下水道がない場合は、合併浄化槽の設置をお願いします。
※合併浄化槽の設置や維持管理に対して補助金制度があります。
詳細は8ページ(緑色)をご覧ください。

公共下水道が使用できる区域(=下水道供用開始区域)は裏面及び上下水道局HPで確認できます。

2

合併浄化槽 単独浄化槽 汲み取り式
トイレ

下水道が整備されたら接続を!!

下水道供用開始区域内(裏面図の青色範囲)の方は、
下水道法で公共下水道へ接続することが義務付けられています。

浄化槽を
利用している方

汲み取り式トイレを
利用している方

下水道法第10条で、公共下水道の
供用が開始された場合、遅滞なく公
共下水道に接続させるように規定
されており、四日市市では要綱で
1年以内と定めています。

下水道法第11条の3で、公共下水
道の供用が開始された日から
3年以内に水洗便所に改造し、
公共下水道に接続させるように規
定されています。

下水道供用開始区域内で未接続の方については、速やかに接続して下さい

接続工事については、四日市市指定の排水設備
工事業者にご依頼下さい。
該当する工事業者の一覧は右の二次元コード
よりご覧いただけます。

下水道工事を予定している区域(裏面図の黄色範囲)の方へ

水洗化工事を速やかに行えるよう、接続工事に必要な費用を
事前にご準備ください。

下水道法を順守していただきますよう、
ご理解とご協力をお願いします。

公共下水道接続への補助制度のご案内

公共下水道への接続にあたっては、さまざまな補助制度をご用意していますので、
ご活用いただき、公共下水道への早期接続にご協力ください。
※事前に申請を行う必要があるため、必ず接続工事着手前に生活排水課へご相談ください。

戸建て住宅の下水道接続工事の場合

公共下水道接続促進補助金(市民税非課税世帯補助金)

市民税非課税世帯を対象に公共下水道への接続工事費の一部を補
助します。
〔補助対象者〕世帯全員の市民税が非課税
〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内
共同住宅でない建物など
〔補助金の額〕公共下水道への接続工事費の2分の1

水洗便所改造資金融資あっせん利子助成制度

下水道供用開始区域内の家屋(新築、増築、事業用、共同住宅を除く)の公共下水道への接続工事費の融資を金融機関
にあっせんし、その利息に相当する金額を助成します。
〔融資あっせんの条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内、融資額100万円以内など

水洗化工事費積立奨励金制度

下水道接続工事費用を積立預貯金していただき、速やかに接続を行った方に奨励金を交付します。(積立開始の申請が
必要です)
〔交付の条件〕事業計画区域内の下水道工事が予定されている区域および
供用開始後1年以内の区域にある建物(新築、増築および共同住宅を除く)
下水道供用開始区域の公示から3年以内
〔奨励金の額〕接続工事費と積立預貯金の残高のうち、低い金額を対象に、積立開始年月から接続工事が完成した年月
までの期間の積立月数に応じて算出(上限額5万円)

アパートやマンションなどの下水道接続工事の場合

共同住宅排水管設置費補助金

アパートやマンションなどの共同住宅の公共下水道への接続工事費用の一部を補助します。
〔補助の条件〕下水道供用開始区域の公示から3年以内
〔補助金の額〕敷地内に設置する配管延長(※)から5.0mを差し引いた配管延長
※全戸の排水が合流した箇所からの配管延長
〔補助の単価〕舗装あり→14,000(円/㎡) 舗装なし→11,000(円/㎡)

【お問い合わせ先】生活排水課 水洗化普及係(TEL:059-354-8221)

3

下水道の施設を大切に使いましょう

公共下水道 農業集落排水
コミュニティプラント

災害時の
下水道の利用について

大雨のとき、トイレ
などからゴボゴボと
音がするけど大丈夫?

下水道管に雨水が侵入して、トイレ
などが流れにくくなるよ。こん
なときは排水を流さないようにしよ

水の中で
逆流防止

ゴミ袋など大きなビニール袋に水を入れた
水のうを置くと、逆流を抑える効果があるよ。

油は、使い切る・
拭き取る・吸い取
るなどして排水
口に流さないよ
うにしましょう。

お願い

台所から出る油をそのまま排水口に流すと、下水道管の中で冷えて固まり、詰まりや悪臭の原因
になるんだ。油は、使い切る・拭き取る・吸い取るなどして、排水口に流さないようにしよう。

使い切る

古い油は、新
油と混ぜて吸
い取るか、油
を固める製品
を使い、吸え
るゴミとして
出す。

吸い取る

拭き取る

Q トイレなどが詰まって流れない!
そんな時はどうしたらいいの?

A 家の敷地内での下水管のトラブルは、みなさんの
費用で修理していただく必要があるよ。
家の敷地内での下水管の修繕な
どは、四日市市が指定している排水
設備工事業者へ依頼してね。

官民境界
民地(道路)

公設
汚水ます

下水道管
(汚水管)

みなさんが管理する範囲

上下水道局が
管理する範囲

連絡先

平日(8:30～17:15) AKC・NJS共同企業体(委託業者) TEL:059-340-0103
夜間・休日上下水道局 夜間・休日受付 TEL:059-351-1211
※委託業者のAKC・NJS共同企業体が現場調査から作業まで対応します

排水管の洗浄について

上下水道局では清掃業者の訪問による営業などは
一切指示していません。
訪問営業があったときは次のことにつけてください。
●必要がなければ、はっきりと断る。
●勝手に作業をさせない。
●契約をせまられても、その場で契約しないで、まずは家族や
知り合いに相談する。

水害防止のため、
麦・稲わら、刈草等の管理に
ご協力ください

台風や集中豪雨など大雨の際、麦・稲わら、刈草等が水路に詰
まり、路上浸水や家屋への浸水の原因となる場合があります。
すきとみする等の管理をしていただき、水害防止にご協力を
お願いします。

台風や集中豪雨など大雨の際、麦・稲わら、刈草等が水路に詰
まり、路上浸水や家屋への浸水の原因となる場合があります。
すきとみする等の管理をしていただき、水害防止にご協力を
お願いします。

4

下水道普及促進ポスターコンクール

令和5年度開催第21回下水道普及促進ポスターコンクール最優秀作品

(入選者の学校・学年は昨年度のもので)

地球を守る

9月10日
下水道の日

優秀賞

橋小学校4年生
田口 裕仁さんの作品

最優秀賞

泊山小学校5年生
永井 佐蔵さんの作品

優秀賞

大矢知興譲小学校4年生
前澤 詠さんの作品

四日市市が主催する「下水道普及促進ポスターコンクール」の実施は、令和5年度の第21回開催を以
て終了させていただきました。沢山の方々にご参加いただき、誠にありがとうございました。
「公益財団法人 三重県下水道公社」が「第37回下水道ポスターコンクール」を開催しております。
詳しくは下記のURL又は二次元コードをご参照ください。

～公益財団法人 三重県下水道公社HP 第37回下水道ポスターコンクールのお知らせ～
https://www.mie-kousha.or.jp/concour/concour-top.html

5

合併浄化槽 単独浄化槽 汲み取り式
トイレ

生活で使っている水を
浄化槽できれいな水に

合併浄化槽の設置を応援します

合併浄化槽は公共下水、農業集落排水、コミュニティプラントの汚水処理区域外の区域で設置され、
トイレや生活排水を、きれいな水に処理して川などに流すための装置です。
四日市市では、環境に優しい合併浄化槽への転換を推進しています。

合併浄化槽の維持管理を応援します

浄化槽を使用している方は、以下の3つのことを毎年行ってください。(浄化槽法により義務付けられています。)
ただし、「使用休止届出書」を提出している浄化槽は除きます。

保守点検

上下水道局に登録をしている
保守点検業者に依頼し、浄化槽
の点検、装置の調整・修理、消毒
剤の補充などをお願いします。

清掃

市の許可を受けた清掃事業
者に依頼し浄化槽内にたまった汚
泥の除去と清掃をお願いしま
す。

法定検査

浄化槽の保守点検や清掃が適
正に行われ、浄化槽が正しく動
いているか、水質に問題がない
かを検査します。
(一財)三重県水質検査センター
(TEL:059-213-0707)に依頼
してください。
検査料は4,100円です(20人槽
以下)。
※年間1回の受検が
義務付けられています。

合併浄化槽の設置、維持管理への補助制度のご案内

住宅に新しく合併浄化槽を設置される方への補助制度です。
※事前に申請を行う必要があるため、必ず浄化槽の設置工事を行う前に生活排水課へご相談ください。

合併浄化槽設置補助金

	新築補助額 (新築・改築・増築)	転換補助額 (単独浄化槽または汲み取り式トイレからの転換)	高齢者の非課税世帯
5人槽	180,000円	540,000円	594,000円
6～7人槽	231,000円	642,000円	706,000円
8～50人槽	292,000円	765,000円	841,000円

高齢者(65歳以上)のみでお住まいで、
かつ、市民税非課税世帯の方へ

合併浄化槽維持管理補助金

住宅の合併浄化槽を適正に維持管理されている方への補助制度です。
(一財)三重県水質検査センターによる法定検査(第11条)の結果が
「適正」または「おおむね適正」となった合併浄化槽を使用の方への補助制度です。
※1 単独浄化槽は対象外
※2 下水道供用開始区域内は対象外
※3 法定検査(第7条)は対象外
※4 上記以外にも条件がありますので詳細についてはご相談ください

令和5年度
補助額

令和6年度
補助額

5～6人槽

7～9人槽

10～50人槽

12,000円

14,000円

17,000円

16,000円

18,000円

22,000円

【お問い合わせ先】生活排水課 浄化槽指導係(TEL:059-354-8402)

6